

電話再診による臨時的な処方について

令和2年4月13日

「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に基づき、当院かかりつけで状態の安定している慢性疾患（気管支喘息・アトピー性皮膚炎・アレルギー性鼻炎、便秘症、夜尿症等）で毎回 2 週間以上の慢性疾患薬の処方を行っている患者様について、感染拡大防止の観点から臨時的に電話再診を行い、処方させていただくことといたしました。

今回の対応は臨時的なものであり、新型コロナウイルス感染症の感染動向に応じ終了期間を調整させていただきます。

電話再診の方法

- ① 通常の診察時と同様にインターネット（<https://b.inet489.jp/kami731/>）または電話（050-5846-5183）でご予約をお取りください。
- ② 午前診察時は8時45分以降、午後診察時は15時45分以降にお電話（079-434-1877）で「名前」「予約番号」「診察券番号」「電話番号」「薬をお受け取りになりたい調剤薬局名（支店名、可能なら電話番号もお願いします）」（場合により保険証の確認をさせて頂くことがあります。）と電話再診希望の旨をお伝えください。
- ③ 診察の順番になりましたら院長より事前にお伺いした「電話番号」に連絡し、本人確認の上、体調の変化の有無、処方薬の確認をします。
- ④ 当院より「薬をお受け取りになりたい調剤薬局」に処方箋をファックスします。
- ⑤ 患者様より「薬をお受け取りになりたい調剤薬局」に調剤ができていることをご確認いただき、処方薬をお受け取りください。薬の受け渡しの際、誤って他の患者様にお渡しすることを防止するために、必ず「ご両親」がお受け取りください。

*院長が状態不安定と判断した患者様は電話での診療はできません。通常の診察を受けてください。お子様の状態の判断がつかない場合は電話（079-434-1877）でご相談ください。

*ファックスいたしました処方箋は後日薬局に郵送させていただきます。

*ご希望の方は当院まで処方箋をお受け取りに来られても結構です。お渡しできる時間帯は通常の診療時間内となります。

*お会計、保険証の確認、診療報酬明細書のお渡しは次回受診時とさせていただきます。

*電話再診の場合、定期的な症状の確認のため1回の処方日数は最大4週間までとさせていただきます。

*咳止めなど風邪薬のみの処方は行っておりませんのでご了承ください。

院長 神岡一郎